

◎任意予防接種(町が接種費用を一部助成)



おたふくかぜ予防接種の一部助成について

※費用助成は、1人1回のみです。

助成期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

助成対象者 接種日当日、玉村町に住民登録がある満1歳から小学校就学前年度の3月31日までの幼児
※過去におたふくかぜに罹患したことのある者、本事業の助成を受けたことのある者を除く。

助成金額と回数 3,000円(生活保護世帯は無料です)

※接種自己負担金は医療機関により異なりますので、直接、医療機関へお問い合わせください。

接種方法

- 玉村町・伊勢崎市の実施医療機関で個別接種になります(P.5～6参照)。事前に予約してください。
 - 接種当日、母子手帳と保険証等、福祉医療費受給資格者証をお持ちください。
 - 申請書・予診票を記入し、医療機関にて予防接種を受けてください。接種自己負担金から上記の助成額を引いた差額を医療機関にお支払いください。
- ※玉村町・伊勢崎市の実施医療機関以外で接種した場合は、助成の対象外です。



おとなの予防接種

◎定期予防接種(予防接種法に基づく接種)

詳しくは、個人通知またはホームページを確認してください。

種 類	自己負担(1人1回限り) ※生活保護世帯は無料です	対象者・接種期間	予診票郵送時期
高齢者 インフルエンザ	1,000円	①満65歳以上の人 ②満60歳以上65歳未満であって、心臓、じん臓、もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がい有するものとして厚生労働省令で定める人 【接種期間】令和7年10月1日～令和7年12月28日	 9月下旬 ※インフルエンザとコロナの予診票は同封します。
高齢者 新型コロナウイルス	3,000円		
高齢者用 肺炎球菌	2,000円	①満65歳の人 ②満60歳以上65歳未満であって、心臓、じん臓、もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がい有するものとして厚生労働省令で定める人 ※注意※ 費用助成は1人1回のみです。これまでに23価肺炎球菌ワクチンを接種したことがある人は、国の基準により助成の対象外 【接種期間】65歳の間に接種	 65歳の誕生月の翌月
带状疱疹	生ワクチン 2,000円×1回 組換え(不活化)ワクチン 5,000円×2回 ※上記のいずれかを接種	①年度内に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上になる人 ②60～64歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり日常生活がほとんど不可能な人 ※注意※ 費用助成は1人1回のみです。これまでに带状疱疹ワクチンを接種した人は、国の基準により助成の対象外 【接種期間】令和7年4月1日～令和8年3月31日	 3月下旬
風しん 第5期	無料	次の①～③の全てを満たす人 ①昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性 ②令和6年度までに抗体検査を実施した人で抗体価が不十分だった人 ③MRワクチンの不足により接種できなかった人	4月頃 (準備が整い次第)

令和7年带状疱疹ワクチン定期接種対象者

年 齢	生 年 月 日	年 齢	生 年 月 日
65歳	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日生	85歳	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生
70歳	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生	90歳	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生
75歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生	95歳	昭和5年4月2日～昭和6年4月1日生
80歳	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生	100歳以上	大正15年4月1日以前生

※定期接種の対象者以外は任意接種として、町から接種費用の一部助成をおこなっています(P.5参照)。